

ID: 212

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金、手数料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町水道事業給水条例 第33条		
例 規 番 号	昭和57年 条例第13号		
<p>【根拠条文】 (料金、手数料等の軽減又は免除) 第三十三条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料、加入金その他の費用を軽減又は免除することができる。</p> <p>【基準】 聖籠町上水道の漏水等による使用水量の認定基準等に関する規程による。</p>			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日